

**青森県内除排雪情報一元化サービス有用性調査等業務
委託仕様書**

1 委託業務の目的

- ・青森県内の県道及び市町村道の除排雪情報（除雪実績等）を一元化したマップを作成するとともに、当該サービスの有用性を、住民等が実際に体験する実証を通じて評価すること。
- ・除排雪情報一元化サービスの実現等を目的とするデータ連携基盤の構築に向けた要件定義及び関連事項の検討を行うこと。

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 委託業務の内容

（1）県民モニタ調査による除排雪情報一元化サービスの有用性検証

県民が、除排雪情報一元化サービスの利便性や必要性を評価するためのモニタ調査を実施する。

ア モニタ調査の目的

- ・除排雪情報一元化サービスの主要な要素である除排雪情報公開マップ（GISを想定）で提供する情報及びその提供方法の有用性を検証すること。
- ・除排雪情報公開マップの見やすさ・使いやすさを評価し、改善点を明確にすること。

イ モニタ調査の実施期間等

- ・実施期間（予定）は令和8年1月中旬から2月中旬とし、具体的な日程は発注者と協議して決定するものとする。
- ・実施期間中に降雪がない場合は、仮想のシナリオとデータにより、調査を実施することとする。
- ・発注者が用意する体験モニタは、各調査エリアにおいて県民モニタを10名以上、行政の道路管理担当職員を3名以上とする。

ウ モニタ調査の対象市町村及びエリア

- ・調査対象は、県内2市（黒石市及び十和田市）の指定する調査エリアとする。なお、調査エリアについては、発注者及び調査対象市と協議の上、決定するものとする。
- ・調査エリアにおける除排雪機械GPSデータの取得からマップへの反映までのフローは以下の①②を想定する。
 - ① 受注者は、県及び調査対象市が管理する除排雪管理システムから取得した除排雪機械に搭載するGPSデータを保存するための格納場所を用意すること。なお、GPSデータは、発注者が格納場所に保存するものとする。
 - ② 取得したGPSデータを適切な方法でマップに反映させることにより県民モニタが情報を閲覧できる環境を構築すること。なお、その他、データ取得・

格納の形式や項目等に関する詳細については、関係者が協議して決定するものとする。

- ③ マップに反映したデータは 24 時間に 1 回の頻度で更新するものとする。具体的な更新時刻については、発注者、受注者及び調査対象市等の関係者が協議して決定するものとする。

エ サービス体験環境の構築

県民モニタ調査で活用することを目的としたサービス（プロトタイプ）を試作し、実際の除排雪データが活用でき、操作体験が可能な環境を構築すること。なお、プロトタイプには、以下の機能を備えること。

- ・ 調査対象エリアにおける県道及び市道の除排雪情報のマップへの表示
なお、除排雪情報の種類等の詳細については、関係者が協議して決定するものとする。
- ・ 除排雪情報公開マップ更新時における LINE もしくは電子メールによる通知
（ただし、青森県公式 LINE アカウントは使用不可とする）

オ アンケート及びヒアリングの設計・実施・とりまとめ・分析・評価

サービスを利用した県民モニタから、本サービスの有用性及びユーザ体験（UX）に関する評価を、アンケートやインタビューを通じて詳細に取りまとめる。収集したアンケート回答やインタビュー内容を定量・定性的に分析し、サービスの有用性や改善点を明確に評価報告する。また、サービス利用状況をアクセス解析で把握し、分析内容を報告する。

上記の有用性調査から得られた知見を踏まえて、サービスの機能やUIデザインの変更等があれば、提案すること。

なお、アンケート及びヒアリングの設計に際しては、以下の評価ポイントを前提とし、モニタ調査の目的に資する望ましい項目があれば、追加する等考慮すること。

- ・ 見やすさ・使いやすさ
UI デザイン、扱いやすさ、視認性、分かりやすさ
- ・ 利便性
通知機能の有用性
- ・ UX（ユーザーエクスペリエンス）
サービス満足度や継続的な使用意向など
- ・ その他
住民が希望する機能、情報更新時間・頻度など

（２）データ連携基盤の整備に係る検討

除排雪をはじめとした各行政分野におけるデータ活用に向けたデータ連携基盤の構築を見据え、これに必要な要件等の明確化及び関連事項の検討や必要事項を整理し、仕様書案にまとめること。また、データ連携基盤の構築及び「青い森オープンデータカタログサイト（<https://opendata.pref.aomori.lg.jp/>）」再構築の要件（業務要件、機能要件のほか、セキュリティや業務継続性の確保等非機能要件も含む）を整理すること。

ア 次の項目のイニシャルコスト及びランニングコストを算出すること。

(ア) データ連携基盤のシステム構築費用（ハードウェア、ソフトウェア、開発費等）・運用費用（保守、監視、ライセンス費等）、人件費などを具体的に算出し、複数パターンで算出すること。

(イ) 「青い森オープンデータカタログサイト」の再構築費用・運用費用、人件費などを具体的に算出し、複数パターンで算出すること。

(ウ) データ連携基盤、実装サービス、連携データ、ステークホルダー等を整理したシステム・サービス概要図を作成すること。

- ・データ連携基盤の整備実現に向けた体制（データの流通、利活用を前提としたポリシー等、ガバナンス設計を含む）案を策定すること。
- ・データ連携基盤の整備計画案を策定する。これには、短期・中期・長期の視点でのロードマップ、各フェーズでの目標、具体的なタスク、スケジュール、必要な予算、担当部署、リスクと対策などを盛り込み、実現可能性の高い計画案とする。継続的な機能拡充を見据えたものとする。

・使用するデータの種類

データ連携基盤で使用するデータを下記のとおりとし、データ取得の確実性に関する確認作業を行うものとする。

データ名称	概要
除雪機械軌道データ	スマートフォン・トラッカー等のGPSで取得する各除雪機械の軌道データ
ダンプトラック稼働データ	ダンプトラックの稼働開始日時及び地点・稼働終了日時及び地点を把握するデータ
除雪出動判断データ	出動判断の根拠となった要因を把握するデータ
気象予測データ	出動判断の根拠の一つである気象予測情報データ

- ・除排雪以外のデータ連携基盤を活用する分野については、発注者と受注者で議論のうえ、方向性を検討していくことを想定する。

4 実施体制

- ・受注者は、契約締結後2週間以内に業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。業務計画書には業務内容、役割分担、実施スケジュール、担当者を明記すること。
- ・本業務の実施に当たり、業務全体を管理し、発注者との連絡・調整の窓口となる業務責任者を配置すること。
- ・受注者は、契約締結後速やかに発注者に業務責任者を届け出ること。また、業務実施体制図を提出すること。
- ・業務責任者は、特段の理由がない限り契約期間終了まで変更しないこと。
- ・受注者は、業務の遂行に当たり、発注者との円滑な意思疎通が図られるよう留意すること。また、報告、協議、助言、及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的にWeb会議形式又は対面にて行うこと。
- ・業務責任者又はその代理者は、月1回程度、業務の進捗状況等について報告するこ

と。

5 成果品

業務の一連の調査検討を踏まえ、報告書を作成すること。

(1) 成果報告書

ア 青森県除排雪情報公開一元化サービス有用性調査報告書

(主な内容)

- ・サービス体験環境構築報告
- ・県民モニタアンケート・ヒアリング報告
- ・評価結果報告

イ 青森県データ連携基盤整備検討報告書

(ア) イニシャルコスト及びランニングコストの概算見積書

(イ) データ連携基盤構築仕様書案

(主な内容)

- ・データ連携基盤構築に係る調査結果（機能要件、非機能要件）
- ・データ連携基盤のシステム・サービス全体像、概要図等
- ・青い森オープンデータカタログサイト再構築の概要、サイト構成、デザイン案
- ・洗い出した論点と解決方針
- ・整備ロードマップ案と令和8年度以降の整備計画案

(2) 提出媒体

- ・調査報告書（A4版） 1部
- ・電子データを収録したCD-RまたはDVD-R 1枚

(3) 納入場所

青森県総合政策部DX推進課

(4) 中間報告

定期な進捗報告と併せ、適切なタイミングで中間報告を作成の上、報告すること（様式は任意）。

(5) 摘要

ア 成果品はMicrosoft Officeを用いて作成すること。なお、データ形式はMicrosoft Office 2024以降のソフトウェアで閲覧及び編集が可能なものとする。

イ 成果品の著作権は県に帰属し、契約終了後においても県が使用、改変、公開できるものとする。したがって、成果品内で使用される写真、図表、イラスト等についても、この条件を満たすものであること。

6 発注者が提供する資料

本業務の実施に当たって、青森県データ連携基盤共同利用に向けた調査検証業務に係る成果品の一部を貸与する。本業務の実施に関する目的にのみ、利用を認めることとし、本業務の完了後は速やかに返却（電子データは消去）すること。

7 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

(2) データ連携基盤に関する留意事項

本県においてデータ連携基盤を整備する場合には、下記留意事項を踏まえた構成とすることが考えられるため、本業務の実施に当たっても、将来的な整備の可能性を念頭に置いて業務を進めること。

ア データ連携基盤は、複数の地域や団体、分野をまたいでデータを収集・連携し、県民や企業が必要とする情報を円滑に利活用できることを前提とする。

イ 当該基盤は、県と県内市町村が基盤やサービスを共同利用できる仕組みとする。

ウ 県だけでなく、県内市町村、民間企業、住民がデータを相互利用できる仕組みとする。

エ 他の都市基盤とも連携できる機能を備えるものとする。

オ データ連携基盤の共同利用については、デジタル庁より公開された「エリアデータ連携基盤の共同利用ガイドブック第2.0版(2025年9月1日)」を参考にすること。

カ データ連携基盤の構成要素は、内閣府より令和5年8月10日に公開された「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー 第2.0版」に準拠した構成とする。

キ セキュリティについては、総務省「スマートシティセキュリティガイドライン(第3.0版)」に準拠した構成とする。また、本県が定めるセキュリティポリシーに準拠した構成とする。

ク データ連携基盤については、デジタル庁が推奨するモジュールを利用するものとする。

ケ 基盤を構築したベンダー以外の企業もシステムを運用・改修することができるようベンダーロックインを排除するものとする。